

市長交際費取り扱い基準（平成31年2月1日決裁）

1 趣旨

この基準は、市長交際費（市政運営の円滑な推進に必要な交際のために支出する経費をいう。以下同じ。）の適正な執行を図るため、必要な事項を定めるものとする。

2 種別及び支出範囲

市長交際費の支出は、社会通念上妥当と認められる範囲内で、必要最小限に努めるものとし、その種別及び支出範囲は次に掲げるとおりとする。ただし、宗教、政党その他の政治団体及び、市長が適当でないと判断したものについては支出しない。

- (1) 式典や祝賀会、懇談会、意見交換会等への市長の出席（代理を含む。）に係る会費…会費に定められた額以内。額が不明の場合は実費相当額
- (2) 市政関係者の葬儀等に係る支出…次の区分ごとに定める額
 - ① 市議会議員及び行政委員会委員…1万円
 - ② 上記①の配偶者及び同居の一親等の親族…5千円
 - ③ 名誉市民…2万円
 - ④ 市政功労者…5千円
 - ⑤ 市長が特に必要と認めた者…1万円以内
- (3) 上記（1）（2）以外で、市長が特に必要と認めたもの…社会通念上妥当と認められる範囲内の額

3 市長交際費の公表

市長交際費は、支出月日、支出区分、支出件名、支出金額を、市ホームページに掲載して公表する。ただし、個人に関する情報で、配慮が必要であると認められるものは公表しない。

4 その他

この基準に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。